

令和4年12月1日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(行ウ)第283号 議会決議取消請求事件

口頭弁論終結日 令和4年9月27日

判 決

5

原 告

同訴訟代理人弁護士 稲 見 友 之

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

被 告 世 田 谷 区

10

同 代 表 者 世 田 谷 区 議 會 議 長

下 山 芳 男

同訴訟代理人弁護士 橋 本 勇

同訴訟復代理人弁護士 羽 根 成

主 文

15

1 本件訴えを却下する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

世田谷区議会が令和4年5月13日に行った原告に対する「戒告とする」議  
20 決を取り消す。(なお、原告が第1回口頭弁論期日において陳述した令和4年  
7月7日付け訴状訂正申立書では、「令和4年5月16日」と記載されている  
が、証拠〔甲1〕の記載から「令和4年5月13日」の誤りであると認められ  
る。)

第2 事案の概要

25 1 本件は、世田谷区議會議員(以下「区議」という。)である原告が、世田谷  
区議会(以下「区議会」という。)における発言について、区議会から、別の

区議を不穏な言辞を用いて侮辱したとして戒告の懲罰を科するとの議決（以下「本件議決」という。）をされたことについて、上記のような侮辱をした事実はないとして本件議決の取消しを求める事案である。

## 2. 普通地方公共団体の議会に関する定め

- (1) 地方自治法（以下「法」という。）133条は、普通地方公共団体の議会（以下「地方議会」ということがある。）の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができるとする。
- (2) 地方議会は、法並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができ（法134条1項）、懲罰に関する必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない（同条2項）。
- (3) 懲罰の種類について、法135条1項は、公開の議場における戒告（1号）、公開の議場における陳謝（2号）、一定期間の出席停止（3号）及び除名（4号）を定めている。懲罰の動議を議題とする場合には、議員の定数の8分の1以上の者の発議によらなければならず（同条2項）、除名については、地方議会の議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意が必要とされている（同条3項）。
- (4) 世田谷区議会会議規則（昭和52年議会規則第1号。以下「区議会規則」という。）は、懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない（149条1項）とし、上記動議は、原則として懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない（同条2項）とする。そして、懲罰については、区議会は、委員会の付託を省略して議決することはできず（区議会規則150条）、戒告は、区議会の定めた戒告文によって行うものとされ（区議会規則152条）、区議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告するものとされている（区議会規則155条）。

## 3. 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記証拠及び弁論の全趣旨に

より容易に認められる事実)

(1) 原告は、令和4年3月29日、区議会本会議において、区議として別紙記載の発言をした（甲2の1）。

(2) [REDACTED] 区議は、同日、法133条及び区議規則149条1項に基づき、原告による上記(1)の発言が自身に対する侮辱に当たるとして処分要求書による懲罰動議を提出し、原告は、同発言において特定の議員を侮辱するつもりは全くなかったなどとする一身上の弁明を行った。区議会は、これを受けて、同日、12名の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに上記懲罰の件を付託する決議をした。同委員会は、3日間にわたり本件について審査を行い、いずれも賛成多数をもって、原告に懲罰を科すこと、その種類を戒告とすること及び原告に対する戒告文を後記(3)のとおりとするこ<sup>10</sup>とを決定した。（甲1、2の2）

(3) 区議会の本会議は、同年5月13日、懲罰特別委員会委員長からその審査経過及び結果の報告を受け（区議規則40条参照）、原告に再度一身上の弁明の機会を付与した上で、原告が[REDACTED] 区議を侮辱する発言をしたとして、賛成多数をもって、同委員長報告のとおり、原告に戒告の懲罰を科す本件議決を決定した。区議会の副議長は、同日、本件議決に引き続いで、「[REDACTED] 議員は、3月29日の本会議において、令和4年度予算案5件に対する討論中、不穏な言辞を用い、[REDACTED] 議員を侮辱した。このことは、議員の職分にかんがみ、誠に遺憾である。したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により、戒告する。」との戒告文の内容を読み上げた。（甲1）<sup>15</sup>

(4) 原告は、同年6月24日、本件訴えを提起した。<sup>20</sup>

#### 4 争点及び当事者の主張

本件の争点は、(1)本件議決が司法審査の対象となるか及び(2)本件訴えに訴えの利益があるかであり、これらについての当事者の主張の要旨は、次のとおり

である。

(1) 本件議決が司法審査の対象となるか

【原告の主張】

本件議決は懲罰の議決であり、これは次の理由から司法審査の対象となる。

ア 裁判所は、法に定められた懲罰である、除名、出席停止、陳謝及び戒告のいずれについても、その是非を裁判の対象とするとことができると解すべきである。地方議会の懲罰議決について裁判所がその是非を裁判の対象とすることを認めた最高裁平成30年(行ヒ)第417号令和2年1月25日大法廷判決・民集74巻8号2229頁(以下「最高裁令和2年大法廷判決」という。)は、たまたま出席停止の処分が問題になつた事案であったが、その趣旨は本件議決のような戒告にも及ぶ。また、地方議会の議員懲罰については、司法権排除を明確に定める法文規定はない。むしろ、憲法が、表現の自由(21条)、法定手続の保障(31条)や裁判を受ける権利の保障(32条)を定めていることからすれば、地方議会の自律権や裁量権の問題とせずに、積極的に実体的・手続的な適法性・違法性を審理し、真実を究明することが司法の役割である。

イ 事実誤認に基づく本件議決によって、原告は区議としての名誉を毀損され、原告に投票した世田谷区民に心配をかけており、また、世田谷区民から区議たる資格を問われかねない状況を生じさせている。そして、区議会が、原告を区議会から追放しようとする多数派議員で占められている現状に照らすと、原告の救済は司法手続によってのみ可能となる。

【被告の主張】

本件議決は戒告の議決であり、これは次の理由から司法審査の対象とならない。

ア 裁判所法3条1項にいう一切の法律上の争訟とは、あらゆる法律上の係争を意味するものではなく、その中には事柄の性質上自律的な法規範を

有する団体の内部規律の問題として自治的措置に任せることを適當とするものがある。そして、憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めると規定し（92条）、その議事機関として議会を設置する旨を規定する（93条1項）など、地方議会について団体自治の見地から自律的な法規範を制定することを予定し、これを受けた法が地方議会の組織、権限及び規律等に関する詳細な規定を設けているのであるから、このような憲法及び法の規定に照らすと、地方議会における法律上の係争については、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、内部規律の問題として自治的、自律的な解決に委ねるのを適當とし、裁判所の司法審査の対象とはならないと解すべきである。

イ 本件議決は、原告の区議会における発言が、不穏な言辞を用い、特定の区議を侮辱したという理由でされたものであるところ、これは議場における区議会の自律的権能の発現であって、一般市民法秩序と直接の関係を有しない区議会の内部的な問題にとどまるということができ、区議会の内部規律の問題として、その自主的・自律的な解決に委ねるのが適當であり、本件議決について、一般市民法秩序と直接の関係を有すると認めるに足りる特段の事情もない。

ウ 最高裁令和2年大法廷判決は、地方議会の議員に対する出席停止の懲罰の取消しを求める訴えは司法審査の対象となるとしているが、本件議決は戒告を科したものであり、その性質は、区議会における規律違反の責任を確認し、その将来を戒めるものにすぎず、議員としての中核的な活動をすることができない状況下の出席停止の懲罰とは異なる。また、本件議決の対象となった発言は、「令和4年度予算案5件に対する討論」において行われたものであるが、この議題の討論に必要不可欠な発言であったとはいはず、本件議決により原告の議員としての発言の自由の本質的

な部分が制約されたものではない。そして、原告は、政治活動を行う区議であるのだから、本件議決が不当なものというのであれば、政治活動を通じて自らその不当性を訴えることができ、司法的救済を求めなければ正する手段がないというわけでもない。

5 (2) 本件訴えに訴えの利益があるか

【原告の主張】

原告は、誤認された事実に基づいて戒告処分とされたことを世田谷区民に公開されており、議員活動の制約はないにせよ、本件議決が原告及び原告に投票した世田谷区民に多大な精神的打撃を与えていているのであるから、訴えの利益がないとはいえない。

10

【被告の主張】

本件訴えには訴えの利益がない。原告は、本件議決によって何らの議員活動上の制約も受けておらず、何らの法律上の不利益も受けていないのであるから、本件訴えには法律上の利益が認められず不適法である。

15

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件議決が司法審査の対象となるか)について

(1) 憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する基本原則として、その施策を住民の意思に基づいて行うべきものとするいわゆる住民自治の原則を採用しており、地方議会は、憲法にその設置の根拠を有する議事機関として、住民の代表である議員により構成され、所定の重要事項について当該地方公共団体の意思を決定するなどの権能を有する。そして、地方議会の運営に関する事項については、議事機関としての自主的かつ円滑な運営を確保すべく、その性質上、地方議会の自律的な権能が尊重されるべきであるところ、議員に対する懲罰は、会議体としての地方議会内の秩序を保持し、もってその運営を円滑にすることを目的として科されるものであり、その権能は上記の自律的な権能の一内容を構成する。

20

25

(2) 他方、地方議会の議員は、普通地方公共団体の区域内に住所を有する者の投票により選挙され（憲法93条2項、法11条、17条、18条）、地方議会に議案を提出することができ（法112条）、地方議会の議事については、特別の定めがある場合を除き、出席議員の過半数でこれを決することができる（法116条）。そして、地方議会は、条例を設け又は改廃すること、予算を定めること、所定の契約を締結すること等の事件を議決しなければならない（法96条）ほか、当該普通地方公共団体の事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができ、同事務に関する調査を行うことができる（法98条、100条）。議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、地方議会が行う上記の各事項等について、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負うものである（最高裁令和2年大法廷判決）。

(3) 本件議決のような戒告の懲罰は、上記(2)のような責務を負う公選の議員に対し、地方議会がその権能において科する処分であるが、これが科されたとしても、当該議員は、住民の代表として引き続き地方議会の本会議及び委員会へ出席し、その議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動をすることができる。このことからすると、戒告の懲罰については、地方議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、その裁量的な判断を司法判断よりも優先すべきであり、その点は、議員としての中核的な活動が大きく制限されることとなる除名及び出席停止の懲罰とは性質を異にするといふべきである。よって、戒告の懲罰である本件議決の取消しを求める本件訴えは、司法審査の及ばない事項に関する訴えといわざるを得ない。

(4) これに対し、原告は、事実誤認に基づく本件議決により、原告が名誉を毀損され、区議たる資格を問われることとなる可能性があることや、本件議決が、原告を区議会から追放しようとする多数派が占める区議会において行わ

れたものであるとして、原告に対する司法的救済の必要性を主張している。

しかしながら、前記のとおり、普通地方公共団体の自律的な権能に基づく地方議会の裁量は尊重されるべきであり、区議会においても、除名や出席停止といった区議としての中核的な活動が制限される懲罰でない限りにおいては、  
5 その対象となった区議は、当該懲罰に係る議決が事実誤認であることを自己の立場として主張し、区議会の内外を問わずその是正を求めて活動することもなお可能と解されるのであるから、原告の指摘する点は、原告に対する戒告をその内容とするにすぎない本件議決について、地方公共団体の自律権に基づく区議会の裁量的判断に優越して、司法審査の対象とすべき理由にはな  
10 らないものというほかはない。

(5) 以上からすれば、本件訴えは、司法審査の及ばない請求に係るものである  
ので不適法であり、却下を免れない（なお、仮に本件議決が適正な手続に基づいて行われたか否かの点に限っては司法審査の対象となるとの見解に立つたとしても、前提事実において掲示したところからすれば、本件議決がその手続面において法及び区議規則等に反する点があったことはうかがわれない。）。

## 2 争点(2) (本件訴えに訴えの利益があるか)について

本件訴えに訴えの利益があるかについても念のため検討しておくと、弁論の全趣旨によれば、原告は、本件議決による戒告の懲罰を受けたとしても、今後も区議会において法的には何らの制約も受けることなくその区議としての活動を行い得るものであることがうかがわれ、このことを覆すに足りる証拠もない。そうすると、原告について、本件議決の取消しを求める法律上の利益は認められず、本件訴えには訴えの利益もないものといわざるを得ない。

## 3 結論

よって、本件訴えはいずれにしても訴訟要件を欠く不適法なものであるので、これを却下することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官

5

岡田幸人

岡田幸人

10

裁判官

渡邊達之輔

渡邊達之輔

15

裁判官

溝渕章展

溝渕章展

(議員) 新型コロナウイルス感染症から生還し、  
今はっきり言えるのは、症状の有無にかかわらず、検査をしなければ  
感染確定や感染対策ができないということです。

抗原検査キット配布に関し、議会に相談もなく配布し、議会軽視でし  
けしからぬ、区民にも混乱を来たした議員接行命までつまん。逆にした間、  
予算委員会で招集されるなど、年一月の間に、民一供のいれすれすれす  
ては、予算が適用され、適切な措置を取ったがまらん。そうした間に、  
昨年十二月三十日抗原検査二員委員会とその責任者に免職を促す声  
をもたらすなどと、その責任を負うべき議員の猛省を促すものであります。  
保健所の職員は、区民の命を守るため、深夜まで休まずに働いている  
のです。

また、我々四十六人の議員が賛成した予算に含まれるPCR社会的  
検査は、他の自治体と比べて感染率やクラスター発生数、重症化率、死亡率、  
どれをとっても低く抑え込み、大成功と評価できます。たゞ、區長の正當化や  
予算委員会では、才媛ミミをクロンするなど、年二月の情報提携間数日間、  
昨年十二月三十日抗原検査二員委員会とその責任者に免職を促す声  
をもたらすなどと、その責任を負うべき議員の猛省を促すものであります。  
あなたの人気取りのための反省がためにするプロパガンダではないですか。  
耻を知りなさい。賛成議員や区長、全ての行政職員に謝罪すべき  
ではありませんか。

さて、私の議会での態度は是々非々です。未曾有のコロナ危機から  
全ての区民が生還するため、令和四年度予算の検査体制の継続と充実  
を引き続き要望するものであります。

また、本予算は古い行政から新しい行政へ、DXで脱却を目指す改  
革の予算でもあります。職員の皆さん、区長を先頭に、デマや偏見  
に惑わされず、スピード感をもって、区民の命を守り、区民第一の行  
政構築に向け邁進されますことを求め、賛成の討論といたします。

これは正本である。

令和4年12月1日

東京地方裁判所民事第51部

裁判所書記官 浅野真記

